

## 労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣法 23 条第 5 項及び同法規則第 18 条の 2 第 3 項の定めに従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせ致します。

### 1. 派遣料金等の明示

派遣労働者の数（1 日平均）	52 名
派遣先事業所の数（1 日平均）	9 件
労働者派遣の料金（1 日 8 時間当たりの平均）	16,000 円
派遣労働者の賃金（1 日 8 時間当たりの平均）	10,800 円
マージン率	32.5%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費なども含まれています。

### 2. キャリア形成支援制度に関する事項

＜キャリアアップに資する教育訓練に関する計画＞

教育訓練の内容	対象者	訓練の方法	実施主体	訓練費負担
		賃金支給の別		
雇入れ導入教育	新規入職者	OFF-JT	派遣元	無
		有給		
機密保持研修	新規入職者	OFF-JT	派遣元	無
		有給		
職務別入職時研修	新規入職者	OJT	派遣元	無
		有給		
ロジスティクス研修	入社 1.2.3 年目	OFF-JT	派遣元	無
		有給		
マネジメント研修	入社 2.3 年目	OFF-JT	派遣元	無
		有給		

＜キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先＞

- 相談窓口： 本社 / 相談窓口： 03-3839-1200

### 3. 福利厚生に関する事項

- 各種保険（労働者災害補償保険・健康保険・厚生年金保険・雇用保険）
- 年次有給休暇、慶弔休暇、育児休業、看護介護休暇
- 資格支援制度
- 定期健康診断、ストレスチェックの実施

### 4. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の関する事項

- 労使協定を締結しているか否か： 締結済
- 労使協定の有効期間の終期： 2025 年 3 月 31 日
- 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者